

ライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の適正化・活性化を
求める意見書

少子高齢化が急速に進展する中、タクシー事業は、高齢者、障害者等の交通弱者にとって、通院・買い物など地域での日常生活を送るために欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関である。また、地元自治体の要望を受けて乗合タクシーを展開するなど、地域住民の移動手段として大きな役割を果たしている。

その一方、規制改革の推進やシェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する「ライドシェア」の容認を求める動きが活発化している。

しかしながら、ライドシェアは、自家用車の運転手だけが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法及び労働基準法と照らし合わせても課題が多く、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の趣旨を損なうものである。

ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、利用客の安全・安心が担保されない事態が常態化するおそれがあり、また、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや鉄道を含めた地域公共交通の存立に深刻な影響を及ぼしかねない。

よって、国においては、タクシー事業者がより安全・安心で快適・便利な地域公共交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、自家用車で利用客を送迎する法令上課題の多いライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適正化・活性化のための施策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

岡山県議会議長 伊藤 文夫

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(規制改革)
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長